

新農振地域整備計画を策定

現農振計画を二か年で見直し

国では農業振興地域の指定市町村で策定している整備計画を、今後の農振地域における総合的な振興・整備を図るための基本的な地域計画として位置づけ、さらにその機能拡充と実務を上げるために、現状をふまえた中で、十年後の将来を見越した「新農業振興地域整備計画づくり」を進めるよう指導しています。

本市ではこれを受け、現在の農業振興地域整備計画を見直し、本年度と来年度の二か年で、新農業振興地域整備計画を策定するため現在、集落整備計画を取りまとめるなどの事務を進めています。

農業の健全な発展と、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に「農業振興地域計画に関する法律」が、昭和四十四年七月一日から施行されました。新潟県でもこの法律により基本方針を策定し、その中で、自然・経済・社会的ないろいろな条件を総合的に考え、将来とも農業の振興を図っていくことが望ましい一定の地域を「農業振興地域」として指定しました。

本市は、四十七年にこの指定を受け、同年九月に整備計画を策定し、以来、これに添った農業施策を推進し、新潟県における食糧供給基地としての役割りを果たしてきました。

時勢に即応したものへ

一方、この農業振興地域制度が

発足してから十年が経過した今日、農業および農村をめぐる環境は、経営規模の拡大鈍化、労働力流出による農業労働力のせい弱体化、農業生産の再編成化、非農家の増加と兼業化による地域連帯感の弱体化など厳しい状況におかれています。

しかし、このような状況のもとにおいても、意欲的な農業者やその集団によって生産構造を地域ぐるみで再構築する試みがなされており、こうしたことから生産環境、生活環境、自然環境を一体とした地域の総合的な整備計画をたて、望ましい農業および農村の振興と整備を図ることが強く求められてきています。

実施プログラムを作成

新農業振興地域整備計画は、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農地等の権利取得の円滑化計画、農業近代化施設の整備計画、農村生活環境の整備計画の五計画による新しい農村づくりのための幅広い計画です。

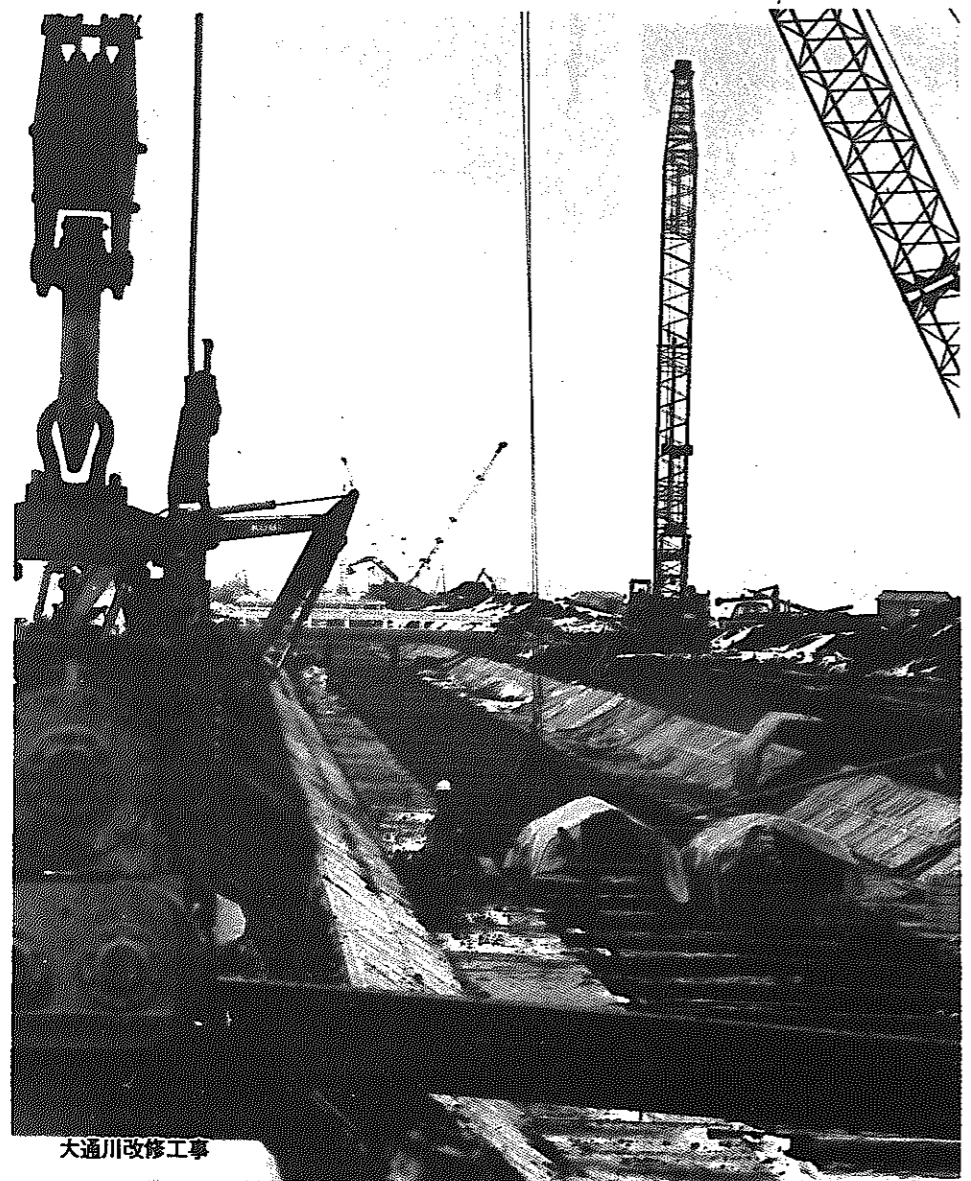
農用地利用計画 農業振興の基盤となるべき農用地等の確保、農業上の土地利用の計画化をねらいとして農用地等として利用すべき土地の区域（農

用地区域）とその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めます。農用地区域内の土地は各種の農業施策を総合的、計画的に実施していく上で、今後とも長期にわたって確保する必要がある土地をいいます。

この農用地利用計画（線引き）については現在、市全体の土地の有効利用をはかるため、国土法に基づく「土地利用白根市計画」の策定に取り組んでいることもあり、今後、この計画との整合性をはかつていくこととなります。

農業生産基盤の整備開発計画 用排水計画、区画整理、農用地造成など土地基盤の整備開発についての計画です。この計画は、おおむね十年間に整備開発される各種事業をふくむ基本的な計画です。したがって国、県が、事業を実施するにあたっては、この計画に添って行うこととなります。

農地等の権利取得の円滑化計画 農地の集地的な有効利用を促進しながら、計画的に農地の流動化をはかるため、売買、賃貸借などによる権利の取得を円滑に推進するための計画です。この計画では、中核農家の農業経営の目標および農業生産組織の育成の方向を明らかにするとされてい



大通川改修工事



用途区分を明確にした土地の有効利用をめど